在宅人工呼吸器装着者とその御家族の方へ

埼玉県マスコット
「コバトン＆さいたまっち」

利用日数を年間56日に拡大！
（１回あたり14日以内）

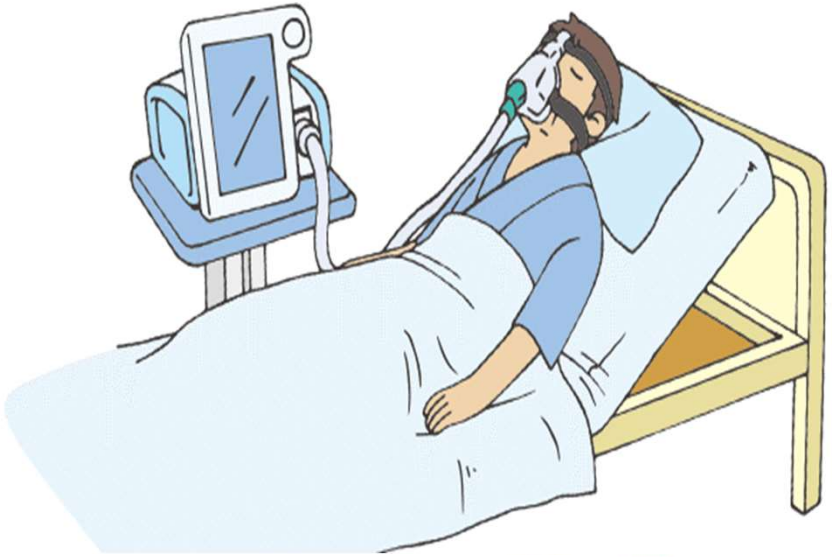

在宅難病患者一時入院事業のご案内（レスパイト入院）

この事業は、難病患者さんが、埼玉県と委託契約している医療機関に一時的に入院できる制度です。

例えば、以下の時に利用できます。

- **休養をとりたい時**
- **冠婚葬祭などで介護ができない時**
- **介護者の病気やケガ等で介護ができない時**
- **災害時に備えた避難的な入院などに！**

1. 対象者 （以下のすべてを満たす方）

- 埼玉県内にお住まいの指定難病医療受給者証所持者
- 人工呼吸器を装着している方（NPPV等も含む）又は気管切開をしている方
- 病状が安定し、事業の利用に主治医の同意が得られている方

2. 入院期間・入院費用

- 年間５６日まで利用できます。
- １回の利用は１４日以内となります。（範囲内であれば、入院回数に制限はありません。）
- 指定難病医療受給者証を利用することができます。
- 健康保険適用外の差額ベッド代等や病院までの移送費用は患者負担となります。

3. 事業の利用イメージ

① 保健所に申請

保健師が、患者さんの様子を確認させていただきます。

② コーディネーターが入院を調整

希望入院先の医療機関と調整を行います。

③ 入院決定のお知らせ

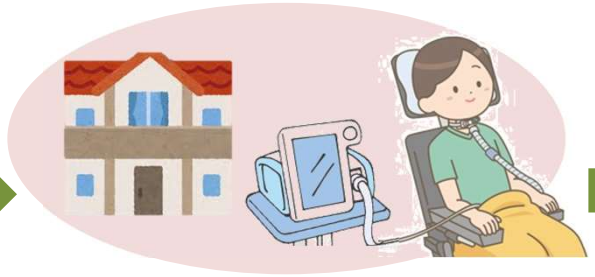

受入先の病院が決定次第、御連絡いたします。

④ 入院

4. 受入医療機関（令和8年10月1日現在）

在宅難病患者一時入院事業　受入医療機関（R8.10.1現在）

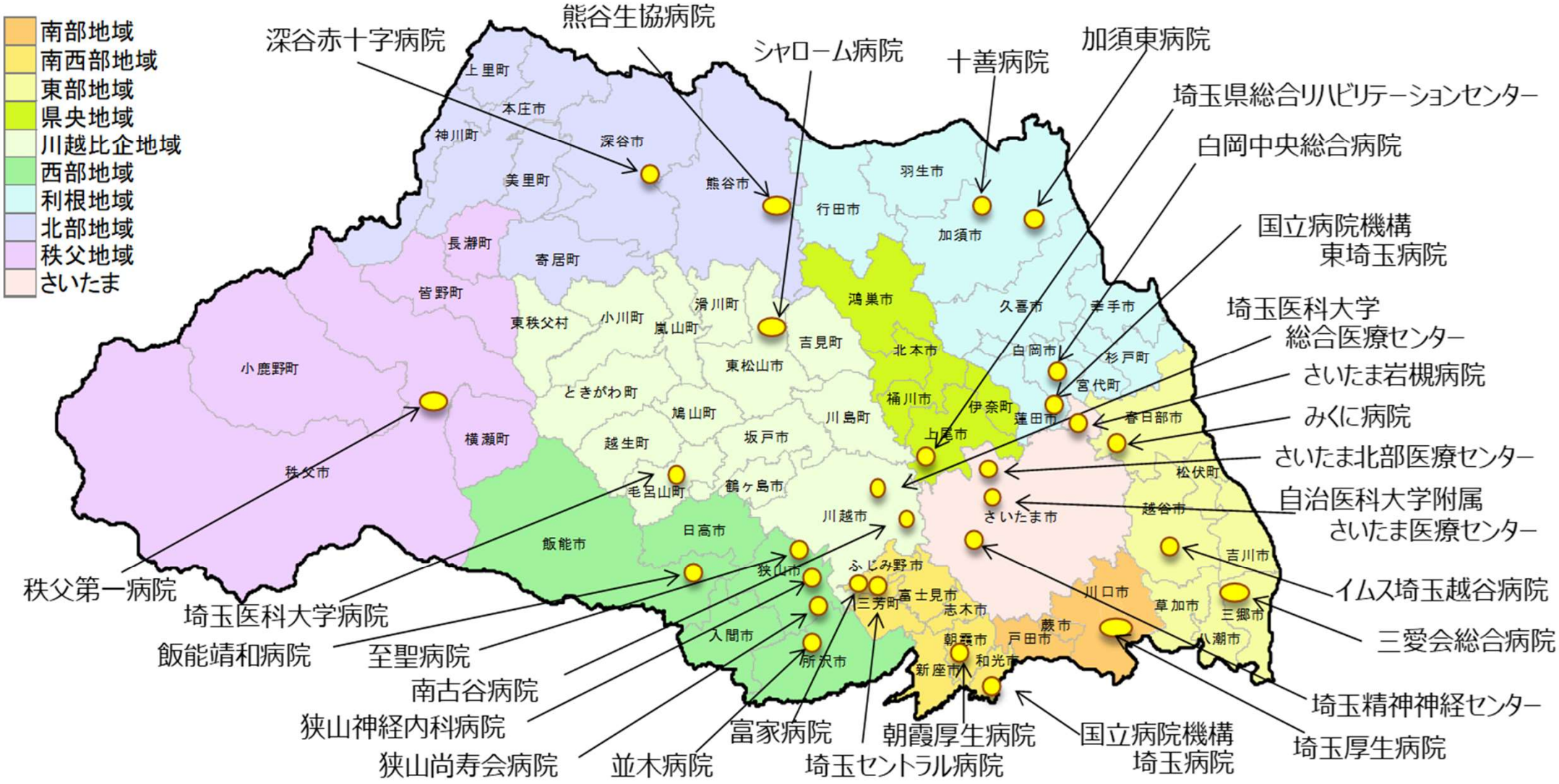

5. ご利用の際の注意点

- 申請先は、保健所です。（下記お問合せ先）
- 受入医療機関との日程調整は難病診療連携コーディネーターが行います。
- ベッドの空き状況や患者さんの病状などによって希望どおりの一時入院が難しい場合もあります。
- 受入医療機関の医療・看護体制でのケア提供になります。御自宅と同様の療養環境を設定することは難しい場合がありますので、あらかじめご了承ください。

6. お問合せ先

ご利用になるには、申請手続きが必要となります。
詳しくは、最寄りの保健所または、県庁疾病対策課までお問合せください。

保健所名	住所・電話番号	保健所名	住所・電話番号	保健所名	住所・電話番号
南部保健所	川口市前川１－１１－１ ☎ ０４８－２６２－６１１１	坂戸保健所	坂戸市石井２３２７－１ ☎ ０４９－２８３－７８１５	秩父保健所	秩父市桜木町８－１８ ☎ ０４９４－２２－３８２４
朝霞保健所	朝霞市青葉台１－１０－５ ☎ ０４８－４６１－０４６８	狭山保健所	狭山市稲荷山２－１６－１ ☎ ０４－２９４１－６５５７	さいたま市保健所	さいたま市中央区鈴谷７－５－１２ ☎ ０４８－８４０－２２１９
春日部保健所	春日部市大沼１－７６ ☎ ０４８－７３７－２１３３	加須保健所	加須市南町５－１５ ☎ ０４８０－６１－１２１６	川越市保健所	川越市小ケ谷８１７－１ ☎ ０４９－２２９－４１２４
草加保健所	草加市西町４２５－２ ☎ ０４８－９２５－１５５１	幸手保健所	幸手市中１－１６－４ ☎ ０４８０－４２－１１０１	越谷市保健所	越谷市東越谷１０－３１ ☎ ０４８－９７３－７５３１
鴻巣保健所	鴻巣市東４－５－１０ ☎ ０４８－５４１－０２４９	熊谷保健所	熊谷市末広３－９－１ ☎ ０４８－５７８－４５４８	川口市保健所	川口市前川１－１１－１ ☎ ０４８－４２３－６７０８
東松山保健所	東松山市若松町２－６－４５ ☎ ０４９３－２２－０２８０	本庄保健所	本庄市前原１－８－１２ ☎ ０４９５－２２－６４８１	県庁疾病対策課	さいたま市浦和区高砂３－１５－１ ☎ ０４８－８３０－３５６２

彩の国 埼玉県

埼玉県疾病対策課 指定難病対策担当
ＴＥＬ 048-830-3562
E-mail a3590-04@pref.saitama.lg.jp